

(暫定) 国分寺市ドッグラン事業利用規約

(暫定) 国分寺市ドッグラン事業 (以下「本事業」という。) は、国分寺市に畜犬登録のある犬の飼い主を対象としたマナー向上や、コミュニティ形成の促進、また、犬の健康維持を目的として市民ボランティアの協力の下、国分寺市が主催して実施するものです。誰もが安心して快適に利用できるよう、本利用規約を守り、仲良く、譲り合って御利用ください。

実施場所：国分寺市西元町一丁目1626番2、国分寺市西元町一丁目1628番2

1 利用申請

本事業の利用に当たり、事前の申請が必要です。

(1) 申請条件

国分寺市に畜犬登録(鑑札登録又は環境省犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトにて国分寺市に登録)がある犬

(2) 申請できない条件

以下の条件のいずれかに当てはまる場合、利用申請はできません

- ① 生後4か月未満の犬
- ② 他の犬に危害を加えるおそれのある犬 (闘犬として飼育された、噛み癖がある等)
- ③ 下記に指定する犬種(下記犬種のミックスを含む)

【秋田犬、土佐犬、紀州犬、ドーベルマン、グレート・デーン、ロットワイラー、セント・バーナード、シェパード種 (オーストラリアン・シェパードを除く)、アメリカン・ピット・ブル・テリア種 (アメリカン・ピット・ブルテリア、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア、スタッフォードシャー・ブル・テリア、アメリカン・ブリー)、ドゴ・アルヘンティノー、ブラジリアン・ガード・ドッグ、ベドリントンテリア、イタリアンコルソドッグ、シャーペイ】

(3) 申請方法

LINEでの申請又は環境課窓口での申請

※LINE申請の場合、申請・審査の後、ドッグラン利用認定証画面を送付します。

※環境対策窓口で申請の場合、紙のドッグラン利用認定証をお渡しします。

2 本事業の当日利用ができない犬

- (1) 市から発行されたドッグラン利用認定証のない犬
- (2) 法令等に定められた予防接種（狂犬病ワクチン）をおおむね1年以内に受けていない犬
- (3) 狂犬病予防法に基づく注射済票（以下「注射済票」という。）を着けていない犬（本事業を利用する日が属する年度又はその前年度の注射済票に限る。）
- (4) 発情期（ヒート）のメス犬
- (5) 病気（皮膚病等、感染症罹患、消化管内寄生虫等感染）の犬や、外部寄生虫（ノミ、ダニ、シラミ、疥癬等）がいる犬
- (6) 飼い主の指示を聞けない・飼い主が制御できない犬

3 利用者の責任について

- (1) 実施場所や、その周辺で発生した利用者同士のトラブルは、当事者同士で誠心誠意よく話し合って解決してください。市及び市民ボランティアは一切責任を負いません。
- (2) 人、犬いずれにおいても事故・怪我・病気感染・寄生虫感染等、全てにおいて自己の責任であることを了承の上で、御利用ください。
- (3) いかなる場合も、市及び市民ボランティアから利用者の個人情報はお伝えできません。必要に応じて、お互いの連絡先を交換するなど、必要な対応を講じてください。

4 飼い犬が人を噛んでしまったら

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを順守してください。

- (1) 飼い主は、適切な応急処置及び新たな事故の発生の防止する措置をとり、発生後24時間以内に、「動物愛護相談センター多摩支所(電話：042-581-7435)」に届出をしてください。
- (2) 飼い主は、48時間以内に、噛みついた犬の狂犬病の疑いについて、獣医師に検診させてください。

5 利用案内

小型犬と中型犬以上に分け、時間を区切って開設します。飼い犬のサイズに合わせた時間帯の中で御利用ください。

(1) 犬のサイズについて

小型犬…おおむね体重**10k g未満**の犬のみ

中型犬以上…おおむね体重**10k g以上**の犬

- (2) 利用の際は、利用認定証（紙又は所定の電子認定証画面）と、注射済票（プレートの年度）を確認します。マイクロチップ登録していない犬の場合は、国分寺市から発行された鑑札（プレート）も併せて提示してください。

※「狂犬病予防法」に基づき、注射済票や鑑札は常時犬に着けてください。

- (3) 入出場の際は、自身の飼い犬及びそれ以外の犬の脱走防止のため、扉の開閉等に充分注意してください。
- (4) 犬の排泄物、吐しゃ物、ゴミ等は必ず持ち帰り、公園内のトイレ等に捨てないでください。
- (5) 飼い主と飼い犬は必ず一緒に入場してください。中学生以下は保護者同伴で入場してください。
- (6) ドッグランの利用に慣れていない、飼い主の命令を聞かない（呼んでも戻ってこない等）場合は、リードは外さないでください。
- (7) 犬が掘った穴などは必ず埋めてください。
- (8) 1人が1回に連れて入れる犬の頭数は2頭までとし、常に制御可能な頭数としてください。
- (9) 「マウンティング」、「追い回し」、「吠え続ける」など、他の犬や人に迷惑を及ぼす状況が発生した場合、飼い主は速やかに制止し、危険があると判断した場合には速やかに退出してください。
- (10) 雨天時や実施場所の状況により、中止することがあります。
- (11) 荒天、猛暑、災害発生時、緊急工事等、本事業の維持管理・運営上やむを得ない場合、予告なしに中止することがあります。

6 禁止行為

以下の行為を守れない場合、利用認定を抹消されることがあります。

- (1) 実施場所内での飲食、喫煙、犬の餌やり
- (2) おもちゃの持ち込み
- (3) 本事業の利用のみを目的とした都立武蔵国分寺公園駐車場の利用
- (4) 本事業の利用者以外の方及び犬以外のペットの入場
- (5) 他の利用者の犬を追いかける・いきなり触るなどの行為
- (6) 利用認定証を別世帯の方に貸与・譲渡等をする行為
- (7) 中型犬以上と小型犬専用利用時間帯を順守しない行為
- (8) 競技を目的とした利用、又は訓練士等の営業活動
- (9) 犬だけを実施場所に放置したり、目を離したりする行為
- (10) 犬のブラッシングや洗浄行為
- (11) その他、市が事業運営上支障があると認めた行為

7 その他

- (1) 本規約は、必要に応じて変更することがあります。本事業利用者は、常に最新の規約を確認した上で御利用ください。
- (2) 特に、隣接する都立武蔵国分寺公園内やその周辺において、ルールやマナーを守り、本事業利用者以外の方にも配慮した上で御利用ください。